

不動産登記受付帳の様式の変更に ついて（お知らせ）

不動産登記規則の一部を改正する省令（令和 7 年法務省令第 4 9 号）の施行により、令和 8 年 1 0 月 1 日以降に登記が出された物件については、不動産登記受付帳（行政文書）を開示請求した際に「登記の目的」及び「不動産所在事項」が表記されなくなります（同年 9 月 3 0 日までの不動産登記受付帳は従前の様式となります。）。

令和 8 年 9 月

大分地方法務局総務課